

障害福祉サービス事業者自主点検表

(令和6年5月版)

【居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護】

障害福祉サービス事業者自主点検表の作成について

1 趣 旨

この自主点検表は、障害福祉サービス事業者の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いします。

2 実施方法

<運営指導実施に伴う自主点検表の提出方法の変更について>

現行 自主点検表に記載し紙で提出

変更 【提出用】に記載(入力)し、【提出用】のみを提出

※ 本自主点検表の点検項目について、結果を【提出用】に記載(入力)してください。

- ① 定期的実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに【提出用】を市へ提出してください。この場合、形式は問いませんが、必ず控えを保管してください。
- ② 記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分にチェックをしてください。なお、該当するものがなければ「該当なし」の部分にチェックをしてください。
- ③ 点検事項について、全てが満たされていない場合(一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合)は、「いいえ」にチェックをしてください。
- ④ 各項目の文中、単に「以下同じ」「以下〇〇という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または〇〇であるということを示しています。
- ⑤ 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- ⑥ 点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。
- ⑦ この自主点検表は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の運営基準等を基調に作成されています。点検項目ごとに事業種別の略称が記載されていますので、該当する項目について点検してください。

※事業種別の略称

居宅・・・居宅介護

重度・・・重度訪問介護

同行・・・同行援護

行動・・・行動援護

共通・・・全事業共通

3 根拠法令等

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

略 称	名 称
法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)(障害者総合支援法)
条例	甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成31年甲府市条例第6号)
省令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第171号)(指定基準)
解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日・障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(指定基準の解釈通知)
報酬告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第523号)
留意事項通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制度に伴う実施上の留意事項について (平成18年10月31日 障発第1031001号)

指定障害福祉サービス事業所自主点検表 目次

項目	内容	
第1	基本方針	
1	共通	基本方針
2	共通	利用者の状況
第2	人員に関する基準	
3	共通	従業者の員数
4	共通	従業者の資格
5	共通	労働条件の明示等
6	共通	従業者の秘密保持等
7	共通	サービス提供責任者の員数
8	共通	サービス提供責任者の資格
9	共通	管理者
第3	設備に関する基準	
10	共通	設備
第4	運営に関する基準	
11	共通	内容及び手続きの説明・同意
12	共通	秘密保持等(個人情報提供同意書)
13	共通	契約支給量の報告等
14	共通	提供拒否の禁止
15	共通	連絡調整に対する協力
16	共通	サービス提供困難時の対応
17	共通	受給資格の確認
18	共通	介護給付費の支給の申請に係る援助
19	共通	心身の状況等の把握
20	共通	指定障害福祉サービス事業者等との連携等
21	共通	身分を証する書類の携行
22	共通	利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等
23	共通	利用者負担額等の受領
24	共通	利用者負担額に係る管理
25	共通	介護給付費の額に係る通知等
26	共通	サービスの基本取扱方針
27	共通	サービスの具体的取扱方針
28	共通	個別支援計画の作成
29	行動	支援計画シート等の作成
30	共通	サービスの提供の記録
31	共通	同居家族に対するサービス提供の禁止
32	共通	緊急時等の対応
33	共通	利用者に関する市町村への通知
34	共通	管理者及びサービス提供責任者の責務
35	共通	運営規程
36	共通	介護等の総合的な提供
37	共通	喀痰吸引等
38	共通	勤務体制の確保等

項目	内容	
39	共通	業務継続に向けた取組の強化について
40	共通	衛生管理等
41	共通	掲示
42	共通	身体拘束の禁止
43	共通	情報の提供等
44	共通	利益供与等の禁止
45	共通	苦情解決
46	共通	事故発生時の対応
47	共通	虐待の防止
48	共通	会計の区分
49	共通	記録の整備
50	共通	変更の届出等
51	居宅	共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準
52	重度	共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業所の基準

第1 基本方針

項目	点検のポイント	点検	根拠
1 基本方針 共通	(1)事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対してサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的にサービスを提供していますか。	はい いいえ	条例第4条 省令第3条
	(2)事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	はい いいえ	
	(3)事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備し、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講じていますか。 ※関連項目→「項目 35 運営規程」	はい いいえ	
	(4)事業所の従業者は障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めていますか。	はい いいえ	障害者虐待 防止法第6条
	※養護者(障害者福祉施設従事者等)による障害者虐待に該当する行為 ① 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。 ② 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。 ③ 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ④ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。(障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。) ⑤ 養護者又は障害者の親族が(障害者福祉施設従事者等が)障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。		障害者虐待 防止法第2条
	(5)障害者虐待を受けたとと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報していますか。	はい いいえ	障害者虐待防止法 第7条、第16条
	(6)障害者の虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。	はい いいえ	障害者虐待 防止法第15条
<参照> ・「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」 (平成30年6月改訂版 厚生労働省社会・援護局) ・厚労省通知「障害者(児)施設における虐待の防止について」(平成17年10月20日付け障発第1020001号)			
(7)暴力団員又は暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者が、役員等(法第36条第3項第6号に規定する役員等をいう。)になっていませんか。	はい いいえ	条例第5条 甲府市暴力団 排除条例 【独自基準】	

項目	点検のポイント	点検	根拠
1 基本方針 (続き)	(8) 居宅介護の基本方針 居宅 居宅介護サービスは、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっていますか。	はい いいえ	条例第6条 省令第4条
	(9) 重度訪問介護の基本方針 重度 重度訪問介護サービスは、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっていますか。	はい いいえ	
	(10) 同行援護の基本方針 同行 同行援護サービスは、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ、食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっていますか。	はい いいえ	
	(11) 行動援護の基本方針 行動 行動援護サービスは、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっていますか。	はい いいえ	

項目	点検のポイント	点検	根拠	
2 利用者の状況 共通	【直近月の状況】〔平成・令和 年 月 時点 〕			
①～④の合計		実利用者数の合計 人	サービス提供時間数(月間) 時間	
うち複数サービスの利用者数		(人)		
事業種別	実利用者数		サービス提供時間数(月間)	
① 居宅介護	人		時間	
(内訳1) サービス内容 の別	ア 身体介護	人		
	イ 家事援助	人		
	ウ 乗降介助	人		
	エ 通院介助	人		
(内訳2) 障害区分の別	ア 身体障害	人		
	イ 知的障害	人		
	ウ 精神障害	人		
	エ 難病患者	人		
(内訳3) 成人・児童の別	ア 成人	人		
	イ 児童	人		
※身体介護、家事援助のサービスを居宅以外で行った場合、具体例				
事業種別	実利用者数			サービス提供時間数(月間)
② 重度訪問介護	人		時間	
③ 同行援護	人		時間	
④ 行動援護	人		時間	

第2 人員に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠																																													
3 従業者の員数 共通	<p>事業所ごとに置くべき従業者の員数は、少なくとも、常勤換算方法で 2.5 人以上となっていますか。</p> <p><管理者及び従業者の人数の内訳を記入してください></p> <table border="1" data-bbox="335 398 1273 757"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職種</th> <th colspan="2" rowspan="2">管理者</th> <th colspan="4">従業者</th> </tr> <tr> <th colspan="2">サービス提供責任者 (人)</th> <th colspan="2">その他の従業者 (人)</th> </tr> <tr> <th>勤務形態</th> <th>専従</th> <th>兼務</th> <th>専従</th> <th>兼務</th> <th>専従</th> <th>兼務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常勤</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常勤</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>登録従業者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><用語の説明></p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤 : 労働契約において、事業者等が(就業規則等で)定める常勤従業者の勤務時間に達している者のことです。職名等(正社員、アルバイト等)を問いません。 ・非常勤 : 常勤従業者の勤務時間に満たない者のことです。常勤職員として雇用されている者であっても、複数の事業所に勤務時間や勤務日を分けて職務に従事する者は、各事業所においては非常勤扱いとなります。(兼務が可とされている職種は除きます。) ・専従 : 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しない職員のことです。 ・兼務 : 専従でない職員のことです(例: 管理者とサービス提供責任者の兼務、他事業所の従業者との兼務)。指定訪問介護事業者等で、居宅介護と訪問介護に従事する者は、兼務ではなく、専従とします。 ・常勤換算方法 : 非常勤職員を常勤職員の員数に換算する方法 $\text{「1週間の延べ勤務時間数」} \div \text{「常勤の1週間の勤務すべき時間数」}$ (小数点第2位以下切り捨て)。 ※1週間の勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とします。 ※母性健康管理措置又は育児休業、介護休業等育児又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とします。 また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準等において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤換算することにより、人員基準を満たすことが可能です。 <p><上記の従業者の員数が常勤換算 2.5 人以上となっていますか></p> <table border="1" data-bbox="335 1800 1273 1921"> <thead> <tr> <th>①全従業者の4週間の延べ勤務時間数</th> <th>②常勤職員の4週の勤務すべき時間数</th> <th>③常勤換算(①÷②) 小数点第2位以下切り捨て</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>≥2.5</td> </tr> </tbody> </table> <p><記入上の注意></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①の勤務時間数とは、サービス提供時間だけでなく、サービスの準備時間待機時間、デスクワーク等を含む勤務時間の合計です。 	職種	管理者		従業者				サービス提供責任者 (人)		その他の従業者 (人)		勤務形態	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	常勤							非常勤							登録従業者							①全従業者の4週間の延べ勤務時間数	②常勤職員の4週の勤務すべき時間数	③常勤換算(①÷②) 小数点第2位以下切り捨て			≥2.5	はい いいえ	条例第7条 省令第5条 (重度等) 条例第9条 (準用)第7条 の例による 省令第7条 (準用)第5条 の例による 解釈通知 第二の2 第三の1(1)
職種	管理者				従業者																																											
			サービス提供責任者 (人)		その他の従業者 (人)																																											
勤務形態	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務																																										
常勤																																																
非常勤																																																
登録従業者																																																
①全従業者の4週間の延べ勤務時間数	②常勤職員の4週の勤務すべき時間数	③常勤換算(①÷②) 小数点第2位以下切り捨て																																														
		≥2.5																																														

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
	<p>また、居宅介護等だけでなく、介護保険法に基づく訪問介護及び第一号訪問事業の従事時間数を含みます。(市町村が実施している、生活サポート事業及び移動支援事業の従事時間は含みません。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者兼務の従業者の勤務時間数には、管理者としての勤務時間は含まれません。 ・ ①の勤務時間は、1人につき常勤の1週間の勤務すべき時間数×4週を上限とします。 		
<p>4 従業者の資格 共通</p>	<p>(1)従業者の資格 居宅 重度</p> <p>事業所に置くべき従業者は、サービスの提供に当たるものとして厚生労働大臣が定めるものとなっていますか。</p> <p>また、その資格所持を示す書類は、全従業者について整理して保管していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定めるもの(資格要件)</p> <p><参照></p> <p>「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)の一部改正(平成30年3月22日厚生労働省告示第84号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは次のいずれかに掲げる者とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉士 ・ 実務者研修修了者 ・ 居宅介護職員初任者研修課程修了者 ・ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者 ・ 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者 ・ 介護職員初任者研修課程修了者 ・ 生活援助従事者研修課程修了者 等 <p><参照></p> <p>「居宅介護職員初任者研修等について」(平成19年1月30日厚生労働省社会援護局保健福祉部長通知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護職員初任者研修修了として取り扱うもの 居宅介護従業者養成研修1.2級課程修了者 看護師等の資格を有する者 ・ 居宅介護従業者基礎研修修了として取り扱うもの 居宅介護従業者養成研修3級課程修了者 <p>(2)同行援護の従業者の資格 同行</p> <p>同行援護の従業者は次のいずれかの資格を持っていますか。</p> <p>また、ヘルパー等の資格証の他、所定の修了証、実務経験者の証明を整理して保管していますか。</p>	<p>はい いいえ</p> <p>はい いいえ</p>	<p>条例第7条 省令第5条</p> <p>(重度等) 条例第9条 (準用)第7条 の例による 省令第7条 (準用)第5条 の例による</p> <p>解釈通知 第三の1(1)</p> <p>留意事項通知 第二の2 (3)③</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
4 従業者の資格 (続き)	<p><資格要件></p> <p>ア 同行援護従業者養成研修一般課程修了者 (H30.3.31 において視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等に対して地域生活支援事業における特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業に従事した経験が有り、都道府県知事より証明書の交付を受けた者については、R3.3.31 まではアに規定するものとみなす)</p> <p>イ 居宅介護従業者の要件を満たす者であって、視覚障害を有する身体障害者等の福祉に関する事業(直接処遇職員に限る。)に1年以上(180 日以上)従事した経験を有する者</p> <p>ウ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者</p>		「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」 (平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号)
	<p>(3)行動援護の従業者の資格 行動</p> <p>行動援護の従業者は次の資格を持っていますか。 また、ヘルパー等の資格証の他、行動援護従事者の届出の副本、実務経験者の証明を保管していますか。</p>	はい いいえ	<538> <548>
	<p><資格要件></p> <p>・行動援護従業者養成研修修了者 又は 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修了者 であって、</p> <p>・知的障害者(児)又は精神障害者の直接支援業務に1年以上(180 日以上)の従事経験があること。</p>		留意事項通知 第二の2(4)④
5 労働条件の 明示等 共通	<p>管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。</p>	はい いいえ	労働基準法 第 15 条
	<p>※ 雇用(労働)契約において、労働基準法により下記のような条件を書面で明示することとされています。</p> <p>①労働契約の期間 ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準 ③就業の場所・従事すべき業務の内容 ④始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項 ⑤賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項 ⑥退職に関する事項(解雇の事由を含む) ⑦昇給に関する事項 (⑧昇給の有無 ⑨退職手当の有無 ⑩賞与の有無、⑪相談窓口)</p> <p>※パートタイム労働者を雇い入れたときには、上記⑧～⑪についても文書で明示しなくてはなりません。</p>		労働基準法 施行規則 第 5 条 短時間労働者の 雇用管理の改善 等に関する法律 施行規則 第 2 条
6 従業者の秘密保持等 共通	<p>(1)従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいませんか。 ※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。</p>	はい いいえ	条例第 38 条 省令第 36 条 解釈通知 第三の3(27)
	<p>(2)従業者及び管理者であった者(退職後を含む)が、正当な理由なく業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じていますか。 ※ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講じてください。</p>	はい いいえ	
7 サービス提供責任者の	<p>常勤かつ専ら居宅介護等の業務に従事する従業者から、事業の規模に応じてサービス提供責任者を必要数、選任していますか。 ※ 次の①～③のいずれかに該当する人数を選任、配置する必要があります。</p>	はい いいえ	条例第 7 条 省令第 5 条

項目	自主点検のポイント			点検	根拠
員数 共通	直近月等の 状況	直近3月 の 平均値	基準数 (端数切り上げ)	実際のサ責 配置人数	解釈通知 第三の1 (重度等) 条例第9条 (準用)第7条 の例による 省令第7条 (準用)第5条 の例による
	① 月間の延べ サービス提供 時間数	時間	<居宅等> 450時間ごとに1人 <重度> 1000時間ごとに1人 人	<常勤> 人	
	② 従業者数	人	<居宅等> 10人ごとに1人 <重度> 20人ごとに1人 人	<非常勤> 人	
	③ 利用者数	人	<居宅等> 40人ごとに1人 <重度> 10人ごとに1人 人	<勤務時間数 > 時間/週	
<記入上の注意>					
※ ①月間の延べサービス提供時間数は、事業所における待機時間や移動時間を除きます(「3 従業者の員数」の①欄の延べ勤務時間数とは異なります。)。					
※ ①月間の延べサービス提供時間数、②従業者数、③利用者数は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、同一敷地内で一体的に行う移動支援事業のそれぞれのサービスの提供時間数、従業者数、利用者数を合算します(生活サポートの提供時間は含みません。介護保険法に基づく訪問介護・介護予防訪問介護(第1号訪問事業)は含みます。)。					
(介護保険との関係)					
・ 訪問介護等事業所の指定をあわせて受けている場合のサービス提供責任者の員数は、訪問介護等及び居宅介護等の利用者の合計数に応じた必要数か、それぞれの事業の基準による必要数か、いずれの員数を配置すること。					
(移動支援事業との兼務)					
・ サービス提供責任者は、居宅介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある移動支援事業の職務に従事することができるものとする。					
※ 生活サポートとの兼務は不可です。					
(サービス提供責任者の配置の基準)					
・ 管理者がサービス提供責任者(以下「サ責」という。)を兼務することは差し支えありません。					
・ 事業の規模については、前3月の平均値(暦月ごとの数を合算し、3で除して得た数)とします。なお、新たに事業を開始し、又は再開した事業所においては、適切な方法により推定します。					
・ 通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、0.1人として計算します。					
※ サ責の員数については事業の規模に応じて常勤換算方法によることとされましたが、その具体的取り扱いは次のとおりです。					
なお、非常勤のサ責については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数の2分の1以上に達している者でなければなりません。					
ア 上記の①～③に基づき、1人を超えるサ責を配置しなければならない事業所については、常勤換算方法とすることができます。この場合において、配置すべきサ責の員数は、当該事業所の月間の延べサービス提供時間を450で除して得られた数、従業者の数を10で除して得られた数又は利用者の数を40で除して得られた数(いずれも小数点第1位に切り上げた数)以上とします。					
イ アに基づき、常勤換算方法とする事業所については、①～③に基づいて算出されるサ責の数から1を減じて得られた数以上の常勤のサ責を配置するものとします。					
解釈通知 第三の1(8)② ③					
解釈通知 第三の1(2)①					

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
	<p>ウ ①～③に基づき、6人以上のサ責を配置しなければならない事業所の場合は、その数に2を乗じて3で除して得られた数(1の位に切り上げた数)以上の常勤のサ責を配置するものとします。</p> <p>次の要件をすべて満たす事業所においては、③の規定にかかわらず、サービス提供責任者を利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができます。</p> <p>a 常勤のサービス提供責任者を3人以上配置していること。 b サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置していること。 c サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われていること。</p> <p>※ b「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が当該事業所の居宅介護従業者として行ったサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。)が1月あたり30時間以内であることをいいます。</p>		<p>解釈通知 第三の1(2)① d</p>
	<p>※ c「サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている」場合とは、基準においてサ責が行う業務として規定されているものについて、省力化・効率化が図られていることが必要であり、例えば、以下のような取組が行われていることをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護従業者の勤務調整(シフト管理)について、業務支援ソフトなどの活用により、迅速な調整を可能としていること。 ・ 利用者情報(居宅介護計画やサービス提供記録等)について、タブレット端末やネットワークシステム等のIT機器・技術の活用により、職員間で円滑に情報共有することを可能としていること。 ・ 利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同して対応する体制(主担当や副担当を定めている等)を構築する等により、サービス提供責任者業務の中で生じる課題に対しチームとして対応することや、当該サービス提供責任者が不在時に別のサービス提供責任者が補完することを可能としていること。 <p>この場合において、常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービス提供責任者については、ア～ウの規定に関わらず、別に示されたサービス提供責任者数を配置するものとします。</p>		
<p>8 サービス提供責任者の資格 共通</p>	<p>(1)サービス提供責任者の要件 共通 サービス提供責任者は、厚生労働省の通知(解釈通知)で定める資格要件に該当する常勤の従業者から選任されていますか。</p> <p><資格要件> ・ 次のいずれかに該当する常勤の従業者から選任する。 ①介護福祉士 ②実務者研修修了者 ③介護職員基礎研修修了者 ④居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤看護師等の資格を有するもの</p>	<p>はい いいえ</p>	<p>解釈通知 第三の1②</p>
	<p>(2)同行援護事業所のサービス提供責任者の要件 同行 サービス提供責任者は、厚生労働省の通知(解釈通知)で定める資格要件を満たしていますか。</p> <p><資格要件> ・ 次の①及び②の要件を満たすもの又は国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障</p>	<p>はい いいえ</p>	<p>解釈通知 第三の1</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠						
	害者の生活訓練を専門とする技術者の養成研修修了者 ① 居宅介護のサービス提供責任者の資格要件(上記(1)に定めるもの)のいずれかに該当するもの ② 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者								
	(3)行動援護事業所のサービス提供責任者の要件(行動) サービス提供責任者は、厚生労働省の通知(解釈通知)で定める資格要件を満たしていますか。 (①と②の両方を満たすこと) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> ①行動援護従業者養成研修課程修了者 又は 強度行動障害支援者養成研修(基礎及び実践)修了者 </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">+</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;"> ②知的障害者(児)又は精神障害者の直接支援業務:3年(540日)以上の従事経験 </td> </tr> </table> ↑※ 従前の「知的障害者外出介護従事者養成研修」の修了者を含む。 【令和9年3月31日までの経過措置】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> ①居宅介護のサ責の資格要件を満たす者 </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">+</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;"> ②知的障害者(児)又は精神障害者の直接支援業務:5年(900日)以上の従事経験 </td> </tr> </table> ※令和3年3月31日において該当するものに限る。	①行動援護従業者養成研修課程修了者 又は 強度行動障害支援者養成研修(基礎及び実践)修了者	+	②知的障害者(児)又は精神障害者の直接支援業務:3年(540日)以上の従事経験	①居宅介護のサ責の資格要件を満たす者	+	②知的障害者(児)又は精神障害者の直接支援業務:5年(900日)以上の従事経験	はい いいえ	
①行動援護従業者養成研修課程修了者 又は 強度行動障害支援者養成研修(基礎及び実践)修了者	+	②知的障害者(児)又は精神障害者の直接支援業務:3年(540日)以上の従事経験							
①居宅介護のサ責の資格要件を満たす者	+	②知的障害者(児)又は精神障害者の直接支援業務:5年(900日)以上の従事経験							
9 管理者 共通	専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 ※ 常勤かつ専従が原則ですが、次の①又は②の場合であって当該事業所の管理業務に支障がない場合は、他の職務を兼務することができます。この場合、管理業務に必要な時間数を管理者の勤務時間としたうえで、兼務の職務に従事した時間数を兼務の職務の勤務時間に算入してください。 ① 当該事業所の従業者(サービス提供責任者を含む。)としての職務に従事する場合 ② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定居宅介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合	はい いいえ	条例第8条 省令第6条 解釈通知 第三の1(3)						

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
10 設備 共通	利用申込の受付、相談等を行うために必要な広さの専用の区画を設けていますか。また、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 ア 事務室 <ul style="list-style-type: none"> 事業の運営に必要な面積の、専用の事務室を設けるのが望ましいですが、間仕切りする等、他の事業用と明確に区分される場合は、他の事業と同じ事務室でも差し支えありません。この場合、区分されていない場合でも業務に支障がないときは、居宅介護事業の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとします。 	はい いいえ	条例第10条 省令第8条 解釈通知 第三の2

	<p>イ 受付等のスペースの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務室又は指定居宅介護の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保してください。 <p>ウ 設備及び備品等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、居宅介護等に必要な設備及び備品等を確保してください。 ・ 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮してください。 ・ 他の事業所、施設等と同一敷地内にあり、居宅介護事業又は当該他の事業所等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所等の設備及び備品等を使用することができます。 ・ 事務室又は区画、設備及び備品等は、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えありません。 		
--	--	--	--

第3 設備に関する基準

第4 運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
11 内容及び手 続きの説明・同意 共通	<p>(1) 利用申込みがあったときは、障害の特性に配慮しつつ、利用申込者に対しサービスの選択に必要な重要事項を重要事項説明書、パンフレット等で説明し、同意を得ていますか。</p> <p>※ サービスの選択に必要な重要事項とは、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程の概要 ・ 従業者の勤務体制 ・ 事故発生時の対応 ・ 苦情処理の体制 ・ 提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等 <p>※ 上記の利用者の同意は書面によって確認することが望ましいとされています。については、重要事項説明書は2部作成し、それぞれ説明者の職名・氏名を記載し、利用申込者又は家族が説明を受け同意した旨の記名押印等を受け、1部は利用者に交付し、1部は事業所にて保管してください。</p> <p>※ 重要事項説明書は、利用者がサービス内容や契約内容を十分理解して事業所の選択が行われるために、利用申込の際に(契約前に)サービスの概要などを利用者に説明する書類です。利用契約書とは異なりますので、それぞれ記名押印が必要です。</p>	はい いいえ	条例第11条 省令第9条 解釈通知 第三の3(1)
	<p>(2) 利用契約をしたときは、社会福祉法第77条の規定に基づき書面(利用契約書等)を交付していますか。また、書面を交付する場合は、利用申込者の障害の特性に応じて適切に配慮していますか。</p> <p>※ 書面に記載すべき内容は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ・ 事業の経営者が提供するサービスの内容 ・ サービスの提供について利用者が支払うべき額に関する事項 ・ サービスの提供開始年月日 ・ サービスに係る苦情を受け付けるための窓口 	はい いいえ	社会福祉法 第77条第1項

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
	<p>※ 利用契約書の契約当事者は事業所(管理者)ではなく事業者(法人・法人代表者)です。利用契約書には、法人代表者(注)の職名・氏名を記載し、代表者印を押印してください。ただし、契約権限を内規・委任状等により委任している場合は除きます。</p> <p>※ 利用契約書は2部作成し、それぞれ事業者及び利用者が記名押印し、1部を利用者に交付し、1部は事業者(事業所)が保管してください。</p> <p>※ 契約日、契約の終期が空欄である、又は自動更新規定を設けていないため契約期間が終了してしまっている、などの指摘例があります。</p> <p>※ 契約書・重要事項説明書が運営規程や運営実態と合っているか、「支援費」等の旧法の用語、「訪問介護」等の介護保険制度の用語が記されていないか、点検してください。</p>		
12 秘密保持等 (個人情報提供同意書) 共通	<p>利用契約の際に、サービス担当者会議等、他の事業者等に対して、利用者又は家族に関する情報を提供することについて、あらかじめ文書(個人情報提供同意書)により、利用者又は家族の同意を得ていますか。</p> <p>※ サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りません。</p>	はい いいえ	条例第38条 省令第36条 解釈通知 第三の3(27)
13 契約支給量の報告等 共通	<p>(1) 受給者証への必要事項の記載 サービス提供に当たり、受給者証記載事項(事業者名、事業所名、サービス内容、契約支給量、契約日等)を利用者の受給者証に記載していますか。</p> <p>※ 介護保険サービスでは、ケアマネジャーが給付の管理を行いますが、障害福祉サービスでは事業所が給付の管理をする必要があります。 については、事業所は、サービス内容、契約支給量、契約日等を漏れなく受給者証に記載してください。</p> <p>※ また、受給者証のコピーを保管し、常に受給資格を確認できるようにしておく必要があります。(「項目17 受給資格の確認」参照)</p> <p>(2) 契約支給量 契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えていませんか。</p> <p>(3) 市町村への報告 利用契約をしたときは、受給者証記載事項を市町村に対し遅滞なく報告していますか。</p> <p>(4) 受給者証記載事項の変更時の取扱い 受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っていますか。</p>	はい いいえ はい いいえ はい いいえ はい いいえ	条例第12条 省令第10条 解釈通知 第三の3(2)
14 提供拒否の禁止 共通	<p>正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p><正当な理由> ア 現員からは利用申込みに応じきれない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ 運営規程に主たる障害の種類を定めており、これに該当しない者から利用申込みがあった場合又は適切なサービスの提供が困難な場合 エ 入院治療が必要な場合(重度訪問介護は除く。)等</p>	はい いいえ	条例第13条 省令第11条 解釈通知 第三の3(3)、 (34)
15 連絡調整に	サービス利用について、市町村又は相談支援事業者が行う連絡調整にできる限り協力していますか。	はい いいえ	条例第14条 省令第12条

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
対する協力 共通	※ 利用者の紹介や、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整に対して、サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならないと定めたものです。		第三の3(4)
16 サービス提供困難時の対応 共通	通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、利用申込者に対し、他の事業所を紹介する等の必要な措置を講じていますか。	はい いいえ	条例第15条 省令第13条
17 受給資格の確認 共通	サービスの提供を求められた場合は、受給者証により支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめていますか。	はい いいえ	条例第16条 省令第14条
18 介護給付費の支給の申請に係る援助 共通	(1) 支給決定を受けていない者から利用申込みがあった場合、速やかに介護給付費の申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	はい いいえ	条例第17条 省令第15条 第三の3(7)②
	(2) 支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、支給決定に通常要する期間を考慮し、必要な援助を行っていますか。 ※ 引き続き利用者がサービスを利用する意向がある場合には、余裕をもって支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行ってください。	はい いいえ	
19 心身の状況等の把握 共通	サービスの提供に当たり、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	はい いいえ	条例第18条 省令第16条
20 指定障害福祉サービス事業者等との連携等 共通	(1) サービスの提供に当たり、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めていますか。	はい いいえ	条例第19条 省令第17条
	(2) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めていますか。	はい いいえ	
21 身分を証する書類の携行 共通	従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨の指導をしていますか。	はい いいえ	条例第20条 省令第18条 解釈通知 第三の3(8)
	※ 身分証等には、当該事業所等の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。		
22 利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 共通	(1) 利用者負担額以外に利用者から金銭の支払いを求める場合、用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、利用者に支払を求めることが適当であるものに限られていますか。 ※ あいまいな名目による徴収は認められません。 ※ 金銭の支払いを求めることが出来るのは次の要件を満たす場合です。 ・ 指定居宅介護等のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 ・ 利用者に求める金額、その用途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに利用者の同意を得ていること。	はい いいえ	条例第22条 省令第20条 解釈通知 第三の3(10)
	(2) 金銭の支払いを求める際に、用途、額及び支払いを求める理由を書面で明らかにし、利用者から同意を得ていますか。(項目23の(1)(2)はこの限りでない。)		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
23 利用者負担額等の受領 共通	(1) サービスを提供した際は、利用者からサービスに係る利用者負担額の支払いを受けていますか。 ※利用者負担額を減額または免除することは認められません。	はい いいえ	条例第 23 条 省令第 21 条 解釈通知 第三の 3(11)
	(2) 法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、厚生労働大臣が定める基準額を受領していますか。	はい いいえ 該当なし	
	(3) その他受領が可能な費用、利用者の同意 (1)、(2)のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを提供する場合、利用者から受領する交通費は実費相当額ですか。 また、当該サービスの内容及び費用の説明をし、同意を得ていますか。	はい いいえ	
	(4) 領収書の交付 (1)～(3)の費用を受領した場合に、利用者に領収証を交付していますか。	はい いいえ	
24 利用者負担額に係る管理 共通	利用者の依頼を受けて、他事業所の利用者負担額も含め、利用者負担額の管理(上限額管理)を行っている場合、上限額管理を行う事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び他事業者へ通知していますか。	はい いいえ	条例第 24 条 省令第 22 条
25 介護給付費の額に係る通知等 共通	(1) 事業者が法定代理受領により市町村から介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対しその介護給付費の額を通知していますか。 ※ 通知は、介護給付費の支給を受けた日以降に通知してください。 ※ 通知には、通知日、サービス利用月(必要に応じて利用の内訳)、介護給付費の支給を受けた日、介護給付費の額などを記載します。	はい いいえ	条例第 25 条 省令第 23 条 解釈通知 第三の 3(13)
	(2) 利用者から法定代理受領を行わないサービスの費用を受領した場合、サービスの内容、費用の額その他利用者が市町村に介護給付費の請求をする上で必要な事項と同様な事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	はい いいえ	
26 サービスの基本取扱方針 共通	(1) 提供するサービスは、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されていますか。	はい いいえ	条例第 26 条 省令第 24 条 解釈通知 第三の 3(15)
	(2) その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 ※ 目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、個別支援計画の見直しを行うなど、その改善を図らなければなりません。	はい いいえ	
27 サービスの具体的取扱方針 共通	サービスの方針は、次に掲げるところとなっていますか。 ① 個別支援計画(居宅介護計画・重度訪問介護計画・同行援護計画・行動援護計画)に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。 ② 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、使用者の意思決定の支援に配慮すること。 ③ サービス提供は、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいよう説明すること。 ④ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。 ⑤ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し適切な相談及び助言を行うこと。	はい いいえ	条例第 27 条 省令第 25 条

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
	<p>※ ②については「障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドラインについて」に掲げる基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮してください。</p> <p>ア 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。</p> <p>イ 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。</p> <p>ウ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。</p> <p>※ ③については、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス提供者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべきものです。</p> <p>なお、把握した本人の意向については、サービス提供記録や面談記録等に記録するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保について、人員体制の見直し等を含め必要な検討を行った結果、人員体制の確保等の観点から十分に対応することが難しい場合には、その旨を利用者に対して丁寧に説明を行い、理解を得よう努めてください。</p> <p>※ ④については、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行ってください。</p>		<p>解釈通知 第三の3(15)</p>
<p>28 個別支援計画の作成 共通</p>	<p>(1) サービス提供責任者は、利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービス内容等を記載した個別支援計画を作成していますか。</p> <p>※ サービス提供責任者は、計画の目標、内容、実施状況及び評価について、利用者及びその家族に説明を行うものとされています。また、個別支援計画はサービス提供責任者が作成し、作成者の氏名を記載してください。</p> <p>※ 個別支援計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき課題を明らかにし(アセスメント)、援助の方向性や目標を明確にしてください。</p> <p>また、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければなりません。</p> <p>※ 個別支援計画には、担当する従業者の氏名及び種別、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしてください。</p> <p>(2) サービス提供責任者は、個別支援計画を作成した際に、利用者等に計画の内容を説明し、計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者に交付していますか。</p> <p>※ サービス提供責任者は、サービス等利用計画を踏まえた居宅介護計画の作成等を可能とするため、当該相談支援事業者が実施するサービス担当者会議に参加し、利用者に係る必要な情報を共有する等により相互連携を図るものとします。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、計画作成後においても、計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更を行っていますか。 また、計画の変更は、(1)及び(2)に準じて取り扱っていますか。</p> <p>(4) サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが、当該個別支援計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行っていますか。</p>	<p>はい いいえ</p> <p>はい いいえ</p> <p>はい いいえ</p> <p>はい いいえ</p>	<p>条例第 28 条 省令第 26 条</p> <p>解釈通知 第三の3(16)</p> <p>留意事項通知 第二の2(1)①</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
	※ モニタリングに際しても相談支援事業者との相互連携を図ることが求められるものであり、モニタリング結果を相互に交付すること、サービス担当者会議に出席する等の方法により連携強化を図るものとします。		
29 支援計画シート等の作成 行動	<p>サービスの提供に当たり、事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン、感覚の過敏性等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備し、それらを活用して適切に支援を行うための支援計画シート等（「支援計画シート」及び「支援手順兼記録用紙」）を作成するとともに、支援内容を記録用紙に記録していますか。</p> <p>※ 行動援護は、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある者に対して、次のようなサービスを行います。</p> <p>① 予防的対応</p> <p>ア 行動の予定が分からない等のため、不安定になったり、不安を紛らわすために不適切な行動が出ないよう、あらかじめ日常生活の行動の順番や、外出する場合の目的地、道順、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動がとれるように理解させる。</p> <p>イ 視覚、聴覚等に与える影響が行動障害の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに行動障害が起こるかを熟知したうえで環境調整を行う等の予防的対応を行う。</p> <p>② 制御的対応</p> <p>ア 何らかの原因で本人が行動障害を起こしてしまった時に本人や周囲の人の安全を確保しつつ行動障害を適切におさめる。</p> <p>イ 危険であることを認識できないために突然飛び出してしまうといった不適切な行動、自分を傷つける行為を適切におさめる。</p> <p>ウ 本人の意思や思い込みにより、突然動かなくなったり、特定のものに強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応を行う。</p> <p>③ 身体介護的対応</p> <p>ア 便意の認識ができない者の介助等の対応を行う。</p> <p>イ 食事を摂る場合の食事介護を行う。</p> <p>ウ 入浴及び衣服の着脱介助を行う。等</p>	はい いいえ 該当なし	留意事項通知 第二の2(4)② 留意事項通知 第二の2(2)⑭
30 サービスの提供の記録 共通	<p>(1) サービスを提供した際に、提供日、提供したサービスの具体的内容その他必要な事項(実績時間数、利用者負担額等)をその都度記録していますか。</p> <p>※ サービス提供記録は、提供の都度、作成してください。また、作成の都度、利用者の確認を受けてください。</p> <p>(2) 前項(1)のサービス提供の記録に際しては、利用者等からサービスを提供したことについて確認を受けていますか。</p> <p>※ サービスの提供を受けたことの利用者等の確認は、サービスの具体的内容を記録してあるサービス提供記録(個表)に受けてください。請求に係る「サービス提供実績記録票」による確認のみではサービス内容が具体的に確認できず、不十分です。</p>	はい いいえ	条例第 21 条 省令第 19 条 解釈通知 第三の 3(9)
31 同居家族に対するサービス提供の禁止 共通	<p>従業者に対し、その同居家族である利用者に対するサービスの提供をさせていませんか。</p> <p>※ 従業者が、自らの同居家族に対してサービスを提供することはできません。</p> <p>※ 別居の親族に対する提供であっても、家族介護と区別がつかない等の問題が考えられますので注意が必要です。</p>	はい いいえ	条例第 29 条 省令第 27 条
32 緊急時等の対応 共通	<p>(1) サービスを提供しているときに利用者に病状の急変があった場合その他必要な場合は、速やかに医療機関へ連絡する等必要な措置を講じていますか。</p> <p>(2) 緊急時対応マニュアルを作成していますか。</p> <p><緊急時に備えて日頃からできることの例></p>	はい いいえ はい いいえ	条例第 30 条 省令第 28 条 解釈通知 第三の 3(17)

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の既往症や発作の有無などを把握。 ・緊急時の連絡方法(医療機関・家族等)や対応方法の整理 ・救急車や医療機関の情報提供など適切な対応ができるようにする。 ・過去の事例などから緊急時の具体的な対応方法をあらかじめ想定し、従業員で話し合っておき、マニュアル等に整理しておく。 ・救急用品を整備する、また応急手当について学んでおく。 等 		
33 利用者に関する市町村への通知 共通	利用者(支給決定障害者)が、偽りその他不正な行為によって介護給付費を受け、又は受けようとしたとき、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知していますか。	はい いいえ 該当なし	条例第 31 条 省令第 29 条
34 管理者及びサービス提供責任者の責務 共通	(1) 管理者は、従業員及び業務の一元的な管理を行っていますか。また、従業員に運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行っていますか。	はい いいえ	条例第 32 条 省令第 30 条 解釈通知 第三の 3(19)
	(2) サービス提供責任者は、居宅介護等計画の作成のほか、サービスの利用の申込みに係る調整、従業員に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行っていますか。また、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めていますか。 <u><サービス提供責任者の調整、管理の例></u> ① サービスの利用の申込みに係る調整をする。 ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握する。 ③ サービス担当者会議への出席等、相談支援事業所等と連携を図る。 ④ 従事者に対して援助目標及び援助内容を指示し、利用者の情報を伝達する。 ⑤ 従事者等の業務の実施状況を把握する。 ⑥ 従事者等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施する。 ⑦ 従事者等に対する研修、技術指導等を実施する。 ⑧ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施する。 ※ <u>意思決定支援ガイドラインにおける意思決定支援責任者の役割については、サービス提供責任者の役割と重複するものであるが、サービス提供責任者とは別に意思決定支援責任者となる者を配置した上で、当該者と業務を分担する等の柔軟な運用を否定するものではないことに留意してください。</u>	はい いいえ	
35 運営規程 共通	事業所ごとに、次の重要事項に関する運営規程を定めていますか。 ※ 運営規程に法令等で定める事項が定められているか、事業所の現況や運営実態、重要事項説明書や利用契約書、パンフレット等の記載と合っているか、点検してください。 ※ 運営規程を変更した場合には、市(障害福祉課)に届出が必要です。	はい いいえ	条例第 33 条 省令第 31 条 解釈通知 第三の 3(20)
	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業員の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ サービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合にはその種類 ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨ その他運営に関する重要事項 <p>※1 特に、従業員の員数、営業日・時間、通常の事業の実施地域などが、事業所の実態や重要事項説明書等と合っているか点検してください。 また、従業員の員数は定数ではなく「〇名以上」、「甲府市条例で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。」と定めることができます。</p> <p>※2 通院等乗降介助は、道路運送法第4条の一般乗用旅客自動車運送事業</p>		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
	<p>(福祉輸送事業)の許可、同法43条の旅客自動車運送事業の許可又は同法第79条の福祉有償運送事業の登録が必要です。</p> <p>※3 通常の事業の実施地域については、地域外のサービス提供を妨げるものではありません。この場合、運営規程に定め、利用者の同意を得て、「通常の事業の実施地域を越えた地点から」目的地(訪問先)までの距離に応じた交通費の支払いを受けることができます。なお、この交通費は徴収しない扱いとすることもできます。</p>		
36 介護等の総合的な提供 [居室] [重度]	<p>サービスの提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏っていませんか。</p> <p>※「偏る」とは、特定のサービス行為のみを専ら行うことや、特定のサービス行為に係るサービス提供時間が月単位等一定期間中のサービス提供時間の大半を占めていれば、該当します。(身体介護のうち特定のサービス行為に偏ったり、家事援助のうち特定のサービス行為に偏ったり、通院等介助又は通院等乗降介助に限定してはなりません。)</p> <p>※ サービス提供の実績に限らず、事業運営の方針、広告、従業者の勤務体制、当該事業者の行う他の事業との関係等、事業運営全般から判断して特定のサービス行為に偏ることが明らかであれば、本事項に抵触します。</p>	はい いいえ	条例第34条 省令第32条 解釈通知 第三の3(21)
37 喀痰吸引等 [共通] (該当事業所のみ記入してください)	<p>(1) 介護従事者がたんの吸引等を行う場合は、当該介護従事者が都道府県による認定証が交付されている場合、または実地研修を修了した介護福祉士(資格証に行為が付記されていること)にのみ、これを行わせていますか。</p> <p>(2) 事業所を「登録特定行為事業者」「登録喀痰吸引等事業者」として県に登録していますか。(介護福祉士以外の介護従事者を使用することなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、「登録喀痰吸引等事業者」のみの登録になります。)</p> <p>(3) 介護福祉士(認定特定行為業務従事者)による喀痰吸引等の実施に際し、医師の文書による指示を個別に受けていますか。 また、指示書は次のとおりとなっていますか(該当項目にチェック)。 <input type="checkbox"/> 医師の指示書が保管されている。 <input type="checkbox"/> 指示書は有効期限内のものとなっている。(有効期限は6か月)</p> <p>(4) 喀痰吸引等を必要とする者の状態について、医師又は看護職員による確認を定期的に行い、当該対象者に係る心身の状況に関する情報を介護福祉士(認定特定行為業務従事者)と共有することにより、適切な役割分担を図っていますか。</p> <p>(5) 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。</p> <p>(6) 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。</p> <p>(7) 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。</p> <p>(8) たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的を開催していますか。</p> <p>(9) たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。</p>	はい いいえ 該当なし はい いいえ はい いいえ はい いいえ はい いいえ はい いいえ はい いいえ	社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2、3 同法施行規則26条の2、3 平成23年社援発第1111号厚生労働省社会・援護局長通知
38 勤務体制の	<p>(1) 利用者に対して適切なサービスが提供できるよう、指定事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。</p>	はい いいえ	条例第35条 省令第33条

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
確保等 共通	※ 月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしてください。		解釈通知 第三の3(22)
	(2) 指定事業所ごとに、当該事業所の従業員によってサービスを提供していますか。 ※ 当該事業所の従業員とは、雇用契約、その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業員を指します。	はい いいえ	
	(3) 従業員の資質向上のため、研修の機会(外部研修への参加のほか、定例会議と兼ねて実施する職場研修、事例研究、意見交換等を含む)を確保していますか。 ※ 研修内容・回数の定めはありませんが、研修機関が実施する研修や事業所内研修への参加の機会を計画的に確保してください。 ※ 研修・会議は後日内容を確認したり、伝達研修等に活用することができるよう、記録や資料を残しておいてください。	はい いいえ	
	(4) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止する方針の明確化等必要な措置を講じていますか。 ※ 事業所が講ずべき取組については次のとおりです。 a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 b 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 この他に被害者への配慮のための取組、被害防止のための取組(マニュアル策定、研修の実施等)を講ずることが望ましいです。	はい いいえ	
39 業務継続に向けた取組の強化について 共通	(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 ※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。 ア 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) イ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b たの対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設及び地域との連携	はい いいえ	条例第35条の2 省令第33条の2 解釈通知 第三の3(23)
	(2) 従業員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施していますか。 ※ 他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えないです。また、感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加するよう努めてください。	はい いいえ	

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
	(3) 事業者は定期的(年1回以上)に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	はい いいえ	
40 衛生管理等 共通	(1) 従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。 ※ 常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回(ただし、深夜業労働者等は6ヶ月ごとに1回)、定期に健康診断を実施しなければなりません。	はい いいえ	条例第36条 省令第34条 労働安全衛生法第66条
	(2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。 ※ 事業者は、特に従業員が感染源となることを予防し、また従業員を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染予防のための備品等を備えるなど対策を講じる必要があります。 ※ 手洗所等の従業員共用のタオルは、感染源として感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。	はい いいえ	解釈通知 第三の3(24)
	(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っていますか。 ②感染症及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 ③従業員に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施していますか。 ※ 感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。 ※ 専任の感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めてください。 ※ 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催してください。 ※ 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することができます。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも可能です。 ※ 「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。(平常時の対策としては、衛生管理(環境の整備等)、支援にかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。) ※ 発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備してください。 ※ 事業所が定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。 ※ 実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施してください。	はい いいえ	
41 揭示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況、その	はい いいえ	条例第37条 省令第35条

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
共通	<p>他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示していますか。</p> <p>※ 見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族に対して見やすい場所のことです。</p> <p>※ 従業者の勤務体制については、職種ごとの、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の名前まで掲示することを求めるものではありません。</p> <p>※ 重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができます。</p>		<p>解釈通知 第三の3(25)</p>
42 身体拘束の 禁止 共通	<p>(1)サービスの提供に当たり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていませんか。</p> <p><例> ・椅子(車いす)にベルトで縛る ・ベッド柵、 ・居室に隔離 ・つなぎ服、ミトン型手袋 ・落ち着かせるための向精神薬の過剰服用 等</p>	はい いいえ	<p>条例第37条の2 省令第35条の2</p> <p>解釈通知 第三の3(26)</p>
	<p>(2)やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していますか。</p> <p>※ やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録してください。</p>	はい いいえ	
	<p>(3)身体拘束等の適正化を図るために次に掲げる措置を講じていますか。</p> <p>① 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底していますか。</p> <p>② 身体拘束等の適正化のための指針を整備していますか。</p> <p>③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施していますか。</p> <p>※ 専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めてください。</p> <p>※ 身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家の活用に努めることとし、その方策として、医師、看護職員等の活用が考えられます。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能です。</p> <p>※ 身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要ですが、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することができます。</p> <p>※ 身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定しています。なお、対応状況については、適切に記録の上、5年間保存してください。</p> <p>ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。</p> <p>イ 身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、様式に従い、身体拘束等について報告すること。</p> <p>ウ 身体拘束適正化検討委員会において、報告された事例を集計し、分析すること。なお、イにより報告された事例がない場合にも、<u>身体拘束等の未然防止の観点から、利用者に対する支援の状況等を確認することが必要である。</u></p> <p>エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と廃止へ向けた方策を検討すること。</p> <p>オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</p> <p>カ <u>廃止へ向けた方策を講じた後に、その効果について検証すること。</u></p> <p>※ 「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。</p> <p>ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方</p>	はい いいえ	

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
	イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 ※ 事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施(年一回以上)するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。また、研修の実施内容について記録してください。 ※ 研修の実施に当たっては、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなすことができます。		
	(4) 身体拘束等の解除に向けた経過観察、再検討を常に行い、その内容を記録していますか。 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」 (平成 30 年 6 月改訂版(厚労省)) ※ やむを得ず行う身体拘束等、本人の行動制限については、個別支援会議等(管理者、サービス管理責任者、虐待防止責任者等、支援方針に権限を持つ職員が出席することが必要)において組織として慎重に検討し、個別支援計画にも記載して本人・家族に十分説明し、同意を得て行うものとし、本人の態様や措置の内容を記録してください。	はい いいえ	
43 情報の提供等 共通	(1) 利用希望者が適切かつ円滑に利用できるよう、当該事業者が実施する事業内容の情報提供に努めていますか。	はい いいえ	条例第 39 条 省令第 37 条
	(2) 当該事業者について広告をする場合、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。	はい いいえ	
	(3) 情報公表制度 独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム(WAMNET)」を通じ、障害福祉サービス等に係る情報を市長へ報告し、公表していますか。 ※ 障害福祉サービス等の利用者やその家族が、サービスを提供する事業者を比較、検討し、障害特性に合ったより良い事業者を適切に選択することができるようにするため、障害福祉サービス等に係る情報公表制度が平成30年4月より義務化されました。 ※ 新規に指定を受けた事業者は、指定を受けた日から2か月以内に報告してください。 ※ 報告後に公表内容に変更が生じた場合は、随時変更内容を報告し、情報の更新を行ってください。	はい いいえ	法第 76 条の 3
44 利益供与等の禁止 共通	(1) 相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者やその従業者に対し、利用者又は家族に当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	はい いいえ	条例第 40 条 省令第 38 条
	(2) 相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者又はその従業者から、利用者又は家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していませんか。	はい いいえ	

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
45 苦情解決 共通	<p>(1) 利用者又は家族からのサービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいいます。</p> <p>※ 当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましいとされています。</p>	はい いいえ	<p>条例第 41 条 省令第 39 条</p> <p>解釈通知 第三の 3(29)</p>
	<p>(2) 苦情について、受付日、内容等を記録していますか。</p> <p>※ 対応策、対応結果等を記載できる様式を定めることが必要です。</p> <p>※ 当該記録は、5年間保存してください。</p> <p>※ 苦情解決の仕組みについては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成 12 年 6 月 7 日厚労省通知)を参考にしてください。</p>	はい いいえ 該当なし	
	<p>(3) 市町村等が行う調査等への協力、改善、報告について、次のとおり対応していますか。</p> <p>① 提供したサービスに関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う文書等の提出、提示の命令、当該職員からの質問、当該事業所の帳簿書類等の検査(実地指導等)に応じていますか。</p> <p>また、利用者等の苦情に関して市町村が行う調査に協力し、市町村の指導等があった場合、必要な改善を行っていますか。</p> <p>② 提供したサービスに関し、法第 11 条第 2 項の規定により市長が行う帳簿書類等の提出、提示の命令、当該職員からの質問(実地指導等)に応じていますか。</p> <p>③ 提供したサービスに関し、法第 48 条第 1 項の規定により県知事又は市町村長が行う帳簿書類等の提出、提示の命令又は当該職員からの質問、帳簿書類等の検査に応じていますか。</p> <p>④ 利用者等からの苦情に関して県知事又は市町村長が行う調査に協力し、県知事又は市町村長から指導等があった場合は、必要な改善を行っていますか。</p> <p>⑤ 市町村長等から求めがあった場合に、①から④の改善内容を報告していますか。</p> <p>⑥ 運営適正化委員会が社会福祉法第 85 条の規定により行う苦情解決に向けた調査、あつせんのできる限り協力していますか。</p>	はい いいえ 該当なし	<p>解釈通知 第三の 3(29)</p> <p>法第 10 条、 11 条、48 条</p> <p>社会福祉法 第 85 条</p>
46 事故発生時 の対応 共通	<p>(1) サービス提供に際し事故等が発生した場合は、甲府市及び支給決定市町村に報告し、利用者(当事者)の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p>	はい いいえ	<p>条例第 42 条 省令第 40 条 の例による</p> <p>解釈通知 第三の 3(30)</p>
	<p>(2) 事故対応マニュアルを作成していますか。また、ヒヤリ・ハット事例を収集し対応策を検討するなど、事故防止に取り組んでいますか。</p> <p>※ 事故が発生した場合の対応方法については、事故対応マニュアルを作成するなど、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましいです。</p> <p>※ 事業所に自動体外式除細動器(AED)を設置することや救命講習等を受講することが望ましいです。なお、事業所の近隣に AED が設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えありません。</p>	はい いいえ	
	<p>(3) 事故の状況及び事故に際してとった処置を、記録していますか。</p>	はい いいえ	

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
	<p>(4) 事故等が発生した場合、原因究明など再発防止策を、事業所の会議で話し合い、従業者に周知徹底していますか。</p> <p>(5) 利用者へのサービス提供に際し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p>(6) 前記(5)のための損害賠償保険に加入していますか。</p> <p>※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいです。</p>	はい いいえ	
47 虐待の防止 共通	<p>虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。</p> <p>① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。</p> <p>② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。</p> <p>③ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。</p> <p>※ 虐待防止委員会の役割は、以下の3つがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待防止のための計画づくり(虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成) ・ 虐待防止のチェックとモニタリング(虐待が起こりやすい職場環境の確認等) ・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討(虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行) <p>※ 専任の虐待防止担当者(必置)を決め、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えるよう努めてください。なお、法人単位での委員会設置も可能です。</p> <p>※ 虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者(必置)が参画していれば最低人数は問いませんが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底してください。</p> <p>※ 虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要ですが、身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営することができます。</p> <p>※ 虐待防止のための対策について具体的には、次のような対応を想定しています。なお、虐待防止委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存してください。</p> <p>ア 虐待(不適切な対応事例も含む。)が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。</p> <p>イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録し、報告すること。</p> <p>ウ 虐待防止委員会において、報告された事例を集計し、分析すること。</p> <p>エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。</p> <p>オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。</p> <p>カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</p> <p>キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。</p> <p>※ 事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 <p>※ 事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施(年1回以上)するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施してください。</p>	はい いいえ	条例第42条の2 省令第40条の2 解釈通知 第三の3(31)

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
	い。また、研修の実施内容について記録することが必要です。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えありません。 ※ 虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置してください。		
48 会計の区分 共通	事業所ごとに経理を区分するとともに、事業ごとに会計を区分していますか。	はい いいえ	条例第 43 条 省令第 41 条
49 記録の整備 共通	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 また、次の記録については、サービスを提供した日から5年以上保存していますか。 ＜整備・保管すべき記録＞ ① 居宅介護(重度訪問介護、同行援護、行動援護)計画 ② サービス提供記録 ③ 利用者に関する市町村への通知に係る記録(項目33参照) ④ 苦情の内容等の記録	はい いいえ	条例第 44 条 省令第 42 条 解釈通知 第三の 3(33)
50 変更の届出等 共通	(1) 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該障害福祉サービスの事業を再開したときは、10日以内に市長(障がい福祉課)に届け出ていますか。 ※ 集団指導資料および甲府市ホームページに掲載している「変更届に係る添付書類一覧」の項目に掲載している事項に変更があった際には、必ず変更届を提出してください。 ※ 介護給付費等の請求に関しては、報酬が増額するものについては算定する月の前月15日までに届出が必要です。	はい いいえ	法第 46 条 第1項・第2項 法施行規則 第 34 条の 23 平 18 障発第 1031001 号厚 労省部長通知
	(2) 事業の休止・廃止をしようとするときは、休止・廃止予定日の1月前までに届出をしていますか。	はい いいえ 該当なし	

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
51 共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準 居宅	共生型居宅介護を行う訪問介護事業者は、当該事業に関して次の基準を満たしていますか。 ① 訪問介護事業所の従業者の員数が、当該訪問介護事業所が提供する訪問介護の利用者の数を訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の合計数であるとした場合における、当該訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。 ② 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	はい いいえ	条例第 46 条 省令第 43 条 の 2
52 共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準 重度	共生型重度訪問介護を行う訪問介護事業者は、当該事業に関して次の基準を満たしていますか。 ① 訪問介護事業所の従業者の員数が、当該訪問介護事業所が提供する訪問介護の利用者の数を訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における、指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。 ② 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	はい いいえ	条例第 47 条 省令第 43 条 の 3

